

阿久比町物品等入札後資格確認型一般競争入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿久比町が発注する物品の製造・販売・買受け・役務の提供等（法令等により営業の登録を必要としている設計・測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタントを除く。）について、阿久比町契約規則（昭和59年阿久比町規則第3号）に定めるもののほか、入札制度の一層の透明性、客観性及び競争性を高めることを目的として行う阿久比町物品等入札後資格確認型一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。ただし、あいち電子調達共同システム（物品等）を利用する阿久比町電子入札取扱要領に係る入札（以下「電子入札」という。）による場合は、電子入札の方法を優先するものとする。

(対象案件)

第2条 一般競争入札に付さなければならない案件(以下「対象案件」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、設計金額が当該各号に定める金額を超えるもののうち、阿久比町指名審査会（以下「審査会」という。）が決定したものである。

- (1) 財産の買入れ 80万円
- (2) 物件の借入れ 40万円
- (3) 財産の売払い 30万円
- (4) 物件の貸付け 30万円
- (5) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

2 前項の規定にかかわらず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の規定による指名競争入札又は第167条の2の規定により随意契約によることとされたものは除くものとする。

(入札参加の要件)

第3条 入札に参加できる者（以下「入札参加者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 阿久比町入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 入札の公告の日から落札決定までの間に、阿久比町指名停止要領に基づく措置を受けていないこと。
- (3) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 入札の公告の日から落札決定までの間に、阿久比町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年2月14日付け愛知県半

田警察署長と締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

(5) その他必要と認める要件を満たしていること。

- 2 前項各号に規定する要件の判断は、入札日現在の状況による。ただし、入札日から落札決定までの間に同項に規定するいずれかの要件を満たさなくなったときは、入札に参加できる要件を有していないものとみなす。
- 3 入札参加者の代表者は、一の入札に重複して入札に参加することができない。

(入札参加資格の決定等)

第4条 前条第1項第5号に規定する入札参加に必要な資格の要件(以下「入札参加資格」という。)は、対象案件ごとに定めるものとする。

- 2 入札参加資格は、審査会において審議され、入札の公告日の前日までに決定されるものとする。

(公告の掲示等)

第5条 一般競争入札に係る公告は、阿久比町公告式条例(昭和46年阿久比町条例第22号)第2条第2項に定める掲示場に掲示するものとする。

- 2 前項の写しは、総務部検査財政課内に閲覧所を設けて、閲覧に供するものとする。
- 3 前項の閲覧にあたっては、閲覧申請書に住所、氏名及び商号又は名称の記入を求めるものとする。
- 4 第1項の写しは、阿久比町ホームページへの掲載の方法によるものとする。

(設計図書の閲覧)

第6条 前条第1項の規定により公告した場合は、対象案件に係る設計書、設計図面及び仕様書等(以下「設計図書」という。)を閲覧に供するものとする。

- 2 前項の閲覧にあたっては、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(入札参加の申請)

第7条 入札参加者は、次に掲げる書類(以下「確認書類」という。)を所定の期日までに提出しなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書(様式第1号)

(2) その他町長が必要と認めた書類

- 2 前項の規定により提出された確認書類は、返還及び公表しないものとする。

(入札の執行等)

第8条 入札の執行は、公告した日時及び場所において、入札参加者(その代理人を含む。以下この条において同じ。)を立ち合わせてしなければならない。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に係る

のない職員を立ち合わせなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札で行われる場合であって、町長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札参加者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。
- 3 入札参加者は、入札時に入札書及び確認書類の写しを提出しなければならない。
- 4 入札参加者は、前項で提出した書類の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 5 入札参加者が1人であるときは、当該入札は成立しないものとする。
- 6 入札の執行回数は、3回までを限度とする。
- 7 開札は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札候補者とし、落札候補者の次の順位の価格で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留するものとする。
- 8 落札候補者が2者以上あるときは、直ちに、その者にくじを引かせて資格審査の順序を決定するものとする。
- 9 前項の場合において、落札候補者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて職員にくじを引かせるものとする。
- 10 第5項又は第7項の規定により中止又は落札候補者がいない場合は、審査会に協議し、その対応を講ずるものとする。

(資格の確認)

第9条 入札参加資格の確認は、入札執行の順に行うものとする。

- 2 入札参加資格の確認は、前条第7項の規定による落札候補者又は同条第8項の規定による落札候補者のうち、くじ引きにより第1順位とされた落札候補者に対して行うものとする。確認の結果、当該落札候補者について入札参加資格を有していないと認めた場合は、次順位者についてその確認を行い、その資格を有する者が確認できるまで行うものとする。
- 3 前項に規定する確認は、原則として入札を執行した日から起算して4日(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「土曜日等」という。)を除く。)以内までに入札書及び確認書類により行うものとする。

(資格の確認調査等)

第10条 前条第2項に規定する確認を行うにあたり、適正を期するため特に必要があると認めるときは、落札候補者に対して調査を行うことができる。この場合において、当該落札候補者は、これに応じなければならない。

2 前項の場合において、落札候補者が正当な理由がないにもかかわらず、調査に応じないときは、当該落札候補者を落札者とせず、阿久比町指名停止要領に基づき措置をするものとする。

(落札者の決定等)

第11条 落札者の決定の順序は、入札執行の順序により行うものとする。

2 第9条に規定する資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を有していると認めるときは、その者を落札者と決定し、競争参加資格確認通知書(様式第2号。以下「確認通知書」という。)により通知するものとする。

3 第9条に規定する資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を有していないと認めるときは、当該落札候補者に対し、確認通知書により通知するものとする。

4 落札者が決定した場合は、入札結果を入札参加者に通知するものとする。

(落札決定の保留)

第12条 入札に関し不正が行われた疑いがあると認められるときは、落札者の決定を保留することができるものとする。

(入札参加資格要件を有していないと認められた者に対する理由の説明)

第13条 確認通知書を受領した者で入札参加資格要件を有していないと認められたことに不服がある場合は、当該通知書の通知日から起算して5日(土曜日等を除く。)以内に町長に対して、当該入札参加資格要件を有していないと認められた理由について、書面により説明を求めることができるものとする。

2 前項に規定する説明を求められたときは、当該説明を求める書面を受領した日から起算して10日以内に審査会で確認等を行った後、書面をもって回答するものとする。

3 前項の確認等により入札参加資格要件があると認める場合は、第11条第3項の通知を取り消し、回答に併せて落札者決定の旨を通知するものとする。

(異議の申立て)

第14条 入札参加者は、入札後この要領、設計図書について、不明を理由とした異議を申し立てることはできない。

(入札結果の公表等)

第15条 入札結果の公表は、落札者の決定後、速やかに当該執行調書の写しを総務部検査財政課内に閲覧所を設けて、閲覧に供するものとする。

2 前項の閲覧にあたっては、第5条第3項の規定を準用する。

3 第1項の公表にあたっては、第5条第4項の規定を準用する。

(庶務)

第15条 公表等に関する事務は、総務部検査財政課において処理するものとする。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、一般競争入札の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。